皇室事項

行幸

天皇陛下は、愛子内親王殿下を御同伴の上、五月二十九日午後零時五十二分御出門、ウィーン少年合唱団公演を御鑑賞のため、東京オペラシティコンサートホール（新宿区）へ行幸、同五時二十四分還幸になった。

天皇陛下は、六月一日午後二時三十五分御出門、ヴィオラスペース2025 vol. 33　第六回東京国際ヴィオラコンクール　入賞記念コンサートを御鑑賞のため、日本製鉄紀尾井ホール（千代田区）へ行幸、同五時五十四分還幸になった。

天皇陛下は、六月二日午後五時八分御出門、気象業務百五十周年記念式典に御臨席のため、パレスホテル東京（千代田区）へ行幸、同七時十六分還幸になった。

官庁報告

官庁事項

登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十九において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次の登録船舶職員養成施設より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十九において準用する同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年六月五日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　登録船舶職員養成施設の名称　新潟県立海洋高等学校

二　登録船舶職員養成施設代表者の氏名

（変更前）学校長　中田　匠

（変更後）学校長　保坂　哲

三　変更年月日　令和七年四月一日

登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の五の規定に基づき、次の登録海技免許講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年六月五日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　登録海技免許講習実施機関の名称　新潟県立海洋高等学校

二　登録海技免許講習実施機関代表者の氏名

（変更前）学校長　中田　匠

（変更後）学校長　保坂　哲

三　変更年月日　令和七年四月一日

北海道開発局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年六月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月五日

北海道開発局長　坂場　武彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百四十二号

(三) 占用を制限する区域

区域

北海道中川郡本別町北三丁目一番一地内

(四) 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日

令和七年六月五日

(七) 図面縦覧場所

北海道開発局及び同局帯広開発建設部